

■ 子育て応援券とは？

子育て応援券は、心身ともに安心して子育てができるようにとの思いをこめた券です。妊娠・子育て中の方が、誰かの支援や手伝いが必要なときに、この券を使って気軽にサービスを受けることができます。

- 交付対象** 出水市に住民登録のある妊婦又は2歳未満の乳幼児を養育する保護者
- 応援券** 妊婦又は乳幼児1人につき20,000円（500円券40枚つづり）
- 有効期限** 乳幼児が満2歳になる誕生月の末日まで
（例 令和3年5月1日生まれの場合、令和5年5月31日まで有効）
- 申請窓口** 健康増進課（出水保健センター）
高尾野・野田各支所 総合市民課
- ※ 母子健康手帳をお持ちください。
※ 母子健康手帳交付時に応援券の申請・交付も行っています。



■ 子育て応援券のしくみ



- 出水市と契約をした事業者に限り利用できます。
 - 妊産婦や対象児及び（年齢に関係なく）その兄弟姉妹にも利用できます。
 - つり銭は出ませんので、差額は現金を添えてください。
 - 応援券の再交付及び払い戻しは行いません。
 - 他人に譲渡したり、現金と引き換えたりすることはできません。
 - 出水市外へ転出された場合や、応援券の交付を受ける要件が欠けた場合は、利用できません。
- ※ 一度交付された方が、出水市内へ再転入された場合も、交付済扱いとなりますので、対象児が2歳になるまで応援券を保管されることをおすすめします。

■ 子育て応援券での支払い例

応援券は1枚につき500円のサービス支払いに利用することができます。一度に複数枚利用することもできます。端数がでた場合は、現金を添えてお支払いください。

支払い例 ① 1,000 円のサービスを
応援券で支払う場合



応援券 2 枚で支払い

支払い例 ② 1,300 円のサービスを
応援券で支払う場合



応援券 2 枚と
現金 300 円で支払い

■ 子育て応援券の利用のながれ

1. 利用したいサービスを選ぶ

母子健康手帳交付時に配布した<妊娠・子育て応援ブック>や<出水市ホームページ>の子育て応援券・事業所一覧から、利用したいサービスを選んでください。

※ 事前に、登録や予約が必要なサービスもありますのでご注意ください。



2. サービス内容を契約事業者を確認して利用

サービス利用前に、必ず手続きの方法や内容・利用方法・料金を電話で確認してください。その際に「子育て応援券」を利用することを伝えてください。



3. 子育て応援券で支払い

応援券で料金を支払います。

使用する応援券には、必ず利用者本人の名前を記入してください。応援券での支払いには、応援券のほか母子健康手帳が必要です。



+



サービスを利用する方の名前を記入してください。

例① 骨盤ケア → 妊産婦さんの名前

例② 託児 → お子さんの名前

■ Q&A

Q. ミルクやおむつの購入に使えますか？

物品購入には利用できません。
おむつ等の購入には、育児用品購入券「にこやか赤ちゃん応援券」をご利用できます。

Q. サービスを1回利用するのに券は1枚しか使えませんか？

券の利用に枚数制限はありません。
もし、事業者に券の利用を制限された場合は出水保健センター（0996-63-2143）へご連絡ください。

Q. 利用できるサービスの最新情報は、どこに載っていますか？

出水市のホームページで確認できます。



Q. 下の子を預けたい時に、上の子（2歳未満）の子育て応援券から先に使えますか？

子育て応援券は、兄弟姉妹にもお使いいただけますので、上のお子さんの券で下のお子さんのサービス利用に使えます。

例) 上のお子さんの応援券 3枚 と下のお子さんの応援券 40枚 があり、2,000円の支払いに利用したい場合。

上の子 下の子
3枚 + 1枚 = 4枚 (2,000円) で支払えます。

Q. 使用期限の早い上の子の券から先に使いたいのですが、子育て応援券が2冊あり、どちらが上の子の券かわからない時はどうしたらいいですか？

交付番号とお子さんの名前を確認いたしますので、出水保健センター（0996-63-2143）へご連絡ください。